五　当該認可に係る子会社対象金融機関等を子会社とすることにより、郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2　［略］

（郵便貯金銀行の合併の認可の申請）

第七条　郵便貯金銀行は、法第百十三条第一項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［一～八　略］

九　郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで又は第八号から第十七号までに掲げる会社をいう。次条第一項第九号及び第九条第一項第七号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

［十・十一　略］

十二　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十三条第一項の認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2　［略］

（郵便貯金銀行の届出事項）

第十二条　法第百二十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。

一　銀行法第七条第一項の認可

二　銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書、第十六条の二第八項若しくは第十四項又は第十六条の四第二項ただし書の承認

三　銀行法第十六条の二第十項又は第二十七条から第二十九条までの規定による処分

四　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二条第一項又は第百二十六条の二第一項の認定

第十三条　法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～七　略］

八　郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第百二十条第一項第二号又は次号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

五　当該認可に係る子会社対象金融機関等を子会社とすることにより、郵便貯金銀行又はその子会社が国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。第七条から第十三条までにおいて同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十一条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項ただし書又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2　［同上］

（郵便貯金銀行の合併の認可の申請）

第七条　郵便貯金銀行は、法第百十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

［一～八　同上］

九　郵便貯金銀行が当該合併により特定子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで又は第八号から第十四号までに掲げる会社をいう。以下この号、次条第一項第九号及び第九条第一項第七号において同じ。）を子会社とする場合には、当該特定子会社対象会社に関する第四条第一項第四号イからニまでに掲げる書類

［十・十一　同上］

十二　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百十三条第一項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2　［同上］

（郵便貯金銀行の届出事項）

第十二条　［同上］

一　銀行法第七条第一項の規定による認可

二　銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二、第十六条の二第五項又は第十六条の四第二項の規定による承認

三　銀行法第二十七条、第二十八条又は第二十九条の規定による処分

四　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二条第一項又は第百二十六条の二第一項の規定による認定

第十三条　［同上］

［一～七　同上］

八　郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百二十条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合